

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資金管理団体の会計帳簿の記載）</p> <p>第十九条の四 資金管理団体の会計責任者は、特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が前条第一項の規定により当該資金管理団体に対してする寄附をいう。次条において同じ。）について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>（他者からの寄附に係る金銭等以外の金銭等で政治資金に充てられるものの資金管理団体による取扱い）</p> <p>第十九条の六の二 公職の候補者は、他者からの政治活動に関する寄附に係る金銭等以外の金銭等であつて政治資金に充てられるものについても、当該公職の候補者の選挙運動に関するものを除き、できる限りその資金管理団体に取り扱わせるように努めるものとする。</p> <p>（寄附の総額の制限）</p> <p>第二十一条の三 〔略〕</p>	<p>（資金管理団体の会計帳簿の記載）</p> <p>第十九条の四 資金管理団体の会計責任者は、特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が前条第一項の規定により当該資金管理団体に対してする寄附をいう。以下同じ。）について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（寄附の総額の制限）</p> <p>第二十一条の三 〔略〕</p>

<p>2 〔略〕</p> <p>3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。</p> <p>4 第一項及び前項の規定は、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。</p> <p>5 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。</p> <p>5 〔略〕</p>
--	---